

那 賀 町 工 事 設 計 書

上那賀支所地域振興室 第 号	作成 当初設計	課 長	課長補佐	係 長	課 員	課 員	審 査 者
事 業 年 度	令和 8 年度						
工事名又は業務名	令和8年度 町単独町道改修工事(舗装) 町道水崎線				設計者職氏名	印	
路 線 名 等	町道水崎線	工事種別	舗装工事		上那賀支所地域振興室 係長 上 田 善 浩		
工事又は業務箇所	那賀郡那賀町水崎	予算区分	町単独				
工事又は業務概要	AS舗装工 216m2 不陸整正 216m2 舗装版破碎 216m2 区画線工 40m						

区分 費目	当初設計	第1回変更設計	第2回変更設計	第3回変更設計	第4回変更設計	備 考
予 算 額	円	円	円	円	円	
設計金額	()	()	()	()	()	
請負金額	()	()	()	()	()	※上段：(税込み) ※下段：税抜き

当初積算情報	諸 経 費 区 分	公共 令和08年度	記 事	工 期
	工 種 区 分	舗装工事		
	単 価 適 用 年 月 日	令和08年09月01日 公共		
	単 価 地 区	那賀2		受注業者
	機 損 適 用 年 月 日	令和08年 公共機械損料		
	歩 掛 適 用 年 月 日	令和08年07月 公 共		

総括表						
費 日 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
工事費						
本工事費	1	式				
舗装工事01	1	式				
合計	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書					
費 日 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号
舗装工事01					
舗装工	1	式			
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm アスコン各種(2.30以上2.40t/m3未満)	1	式			
不陸整正 28mm以上34mm未満	216	m2			P 1 号
	216	m2			P 2 号
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	30	m			P 3 号
建設汚泥(高含水率汚泥、泥土、脱水ケキ)	0.069	t			
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	216	m2			P 4 号
殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)	22	m3			P 5 号
アスファルト塊 10t車の場合	22	m3			
区画線工	1	式			
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白	40	m			施 1 号
交通管理工	1	式			

本 工 事 費 内 訳 書						
費 日 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員B	30	人日			施 2 号	
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
	1	式				
共通仮設費率分						
	1	式				
純工事費						
	1	式				
現場管理費						
	1	式				
工事原価						
	1	式				
一般管理費等						
	1	式				
工事価格						
	1	式				
消費税等相当額						
	1	式				
合計						

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 1 号 施工単価表 】						
区画線設置 熔融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白					1,000	m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
区画線工 熔融式(手動) 昼間施工 実線 15cm 時間的制約なし	1,000	m				
トラフィックペイント 3種1号 ビーズ 15～18 白 熔融型	570	kg				
ガラスビーズ 0.106～0.850mm	25	kg				
接着用プライマー 区画線用	25	kg				
軽油		L				
諸 雑 費 (率+丸め)		%				
計						
単位当たり						

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 2 号 施工単価表 】						
交通誘導警備員 B						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
交通誘導警備員B						
諸 雑 費 （丸め）		人				
計	1	式				
単位当たり						

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 1 号 施工パッケージ 】					
表層（車道・路肩部）1層当り仕上厚50mm アスコン各種（2.30以上2.40t/m3未満）					1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価
【機械】 アスファルトフィニッシャ [ホイール型]舗装幅1.4～3.0m 振動ローラ（搭乗式コンバインド型） 3～4t タイヤローラ 質量3～4t					
その他(機械)					
【労務】 普通作業員					
運転手(特殊)					
特殊作業員 土木一般世話役 その他(労務)					
【材料】					

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 1 号 施工パッケージ 】 (続 き)					
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm アスコン各種(2.30以上2.40t/m3未満)				1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(20)					
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用					
軽油					
その他(材料)					
【端数調整】					
[条件]					
[J2] = 50.000 mm 1層当り平均仕上り厚			[J1] = 3 平均幅員 1.4m以上3.0m以下		
[A1] = 35 材料 アスコン各種(2.30以上2.40t/m3未満)			[J4] = 3 瀝青材料種類 プライムコート PK-3		
[J6] = 1 費用の内訳 全ての費用			[y2] = 1 アスコン夜間単価区分 夜間単価無し		

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 2 号 施工パッケージ 】					
不陸整正 28mm以上34mm未満					
1 m2 当り					
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価
【機械】 モータレータ〔土工用・排対型2014年規制〕 プレート幅3.1m ロータリー（マガラム） 10～12t タイヤロー〔普通型〕 運転質量13～14t					
【労務】					
運転手(特殊)					
普通作業員					
特殊作業員					
土木一般世話役					
【材料】					
粒度調整碎石 M-30					
軽油					

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 2 号 施工パッケージ 】 (続 き)						1 m2 当り
不陸整正 28mm以上34mm未満						
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【端数調整】 [条件] [J1] = 2 補足材料の有無 有り [J3] = 11 補足材料 粒度調整砕石 M30			[J2] = 6 補足材料平均厚さ 28mm以上34mm未満 [J4] = 1 費用の内訳 全ての費用			

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 3 号 施工パッケージ 】					
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下					
1 m 当り					
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価
【機械】 コンクリートカッター[バキューム式(超低騒音)・湿式・エンジン] 通称 (切削深)20cm級 フレート径 φ56cm その他(機械)					
【労務】					
特殊作業員					
土木一般世話役					
普通作業員					
その他(労務)					
【材料】					
コンクリートカッター (フレート) 径18インチ ガソリン レギュラー					
その他(材料)					

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 3 号 施工パッケージ 】 (続 き)						1 m 当り
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下						
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 基 準
【端数調整】 [条件] [J1] = 1 舗装版種別 アスファルト舗装版 [J5] = 1 費用の内訳 全ての費用			[J2] = 1 アスファルト舗装版厚 15cm以下			

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 4 号 施工パッケージ 】					
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下				1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価
【機械】 バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型] バケット容量0.45m3 【労務】 土木一般世話役 運転手(特殊) 普通作業員					
【材料】					
軽油					
【端数調整】 [条件] [J1] = 1 舗装版種別 アスファルト舗装版 [J3] = 1 騒音振動対策 不要 [J6] = 1 積込作業の有無 有り			[J2] = 1 障害等の有無 無し [J4] = 4 舗装版厚 15cm以下 [J7] = 1 費用の内訳 全ての費用		

令和8年度 町単独町道改修工事（舗装） 町道水崎線

【 第 5 号 施工パッケージ 】					
殻運搬 舗装版破碎 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)				1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価
【機械】 ダンプトラック[オンロード・デイスル] 通称 10t積級 【労務】 運転手(一般)					
【材料】					
軽油					
【端数調整】					
[条件]					
[J1] = 3 殻発生作業 舗装版破碎			[J2] = 3 積込工法区分 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)		
[J3] = 1 DID区間の有無 DID区間無			[JA] = 6 運搬距離 22.0km以下		
[JJ] = 1 費用の内訳 全ての費用					

土木工事特記仕様書（令和8年4月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、

評価は行わないものとする。

- 5 受注者が評価の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評価を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評価の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1～I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

- 第7条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。
- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第8条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

- 第9条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

- 第10条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。
- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

- 第11条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（週休2日確保工事）

- 第12条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（ICT活用工事（土工1000m3未満））

- 第13条 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT（情報通信技術）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事（土工1000m3未満）の対象工事である。
- 2 本工事は、「ICT活用工事（土工1000m3未満）試行要領」（以下「要領」という。）第4条に規定するICT活用工事（受注者希望型）を適用する。

ICT活用工事（土工1000m3未満）試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215788/>

- 3 ICT活用工事（土工1000m3未満）とは、次に示すICT土工における施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。
- ① 従来手法による起工測量（選択）
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 受注者は、次の（1）又は（2）のICT施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「ICT活用工事（土工1000m3未満）計画書」及び「ICT活用工事（土工1000m3未満）施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に要領第6条～第12条によりICT活用工事を行うことができるものとする。
- （1）ICT活用工事（受注者希望型）
要領第3条に示す①～⑤の全ての段階においてICT施工技術を活用する工事
- （2）簡易型ICT活用工事（受注者希望型）
要領第3条に示す①～⑤の内、①②④⑤、②③④⑤又は②④⑤のいずれかの組合せ

でICT施工技術を活用する工事

- 5 ICT活用工事（付帯構造物設置工）をICT活用工事（土工1000m³未満）の関連施工工種として実施することができることとし、対象工事、対象工種等は、各試行要領に基づくものとする。

ICT活用工事（付帯構造物設置工）試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035450/>

（交通誘導警備員の配置に関する取扱い）

- 第14条 交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。

- 2 自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

	原則 警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が 配置困難な場合	災害対応など 緊急を要する場合
・公安委員会の 指定区間 ・高速自動車道路 自動車専用道路	・交通誘導警備業務を行う 場所ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の 配置に関する確認書」 の提出が必要	・県監督員がやむを 得ない理由があると 認めた場合 ・建設業者の従業員等で いずれかに該当する者等 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者
・上記以外の交通 頻繁な現道 （道路交通センサス 交通量4,000台/ 日以上以上の区間）	・工事ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員	・建設業者の従業員等で 次に該当する者 ①検定合格者のみ	
・その他の道路	・警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の 配置に関する確認書」 の提出が必要 ・建設業者の従業員等で いずれかに該当する者 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者	

資 格	資 格 要 件
①交通誘導警備検定合格者 （1級及び2級）	・警備業法第23条第1項に定める検定（交通誘導警備）に合格した者のうち、2年以内に法定教育を受講した者
②交通誘導警備に関し専門的な 知識及び技能を有する者	・徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者

- 3 自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者に電子メールにより送付し確認すること。

なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。

- 4 自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量

や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。

- 5 自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。

なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

- 6 自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

第15条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営 繕 費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：〇〇.〇〇%

- 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：〇〇.〇〇%

- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:

工 程

- 1 他工事等との調整 (対象 無)
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 工事履行報告書(対象 無)
- 5 その他(対象 無)

用 地 関 係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 無)
- 2 支障物件の撤去(対象 無)
- 3 立木の置き場所(対象 無)
- 4 その他(対象 無)

公 害 対 策

- 1 事業損失防止対策(対象 無)
- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	日
交通誘導警備員 B	30人 (交替要員[有り・無し])

- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)
- 4 建設用防護管(対象 無)

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥	その他
対象物		○		○	

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮設備

1 床掘(対象 無)

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:

7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 無)

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ① 橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ② 現場条件が特殊である工事
- ③ 施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④ その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 有)

本工事のアスファルト舗装工においては、施工途中の交通開放を予定している。

18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 各種様式

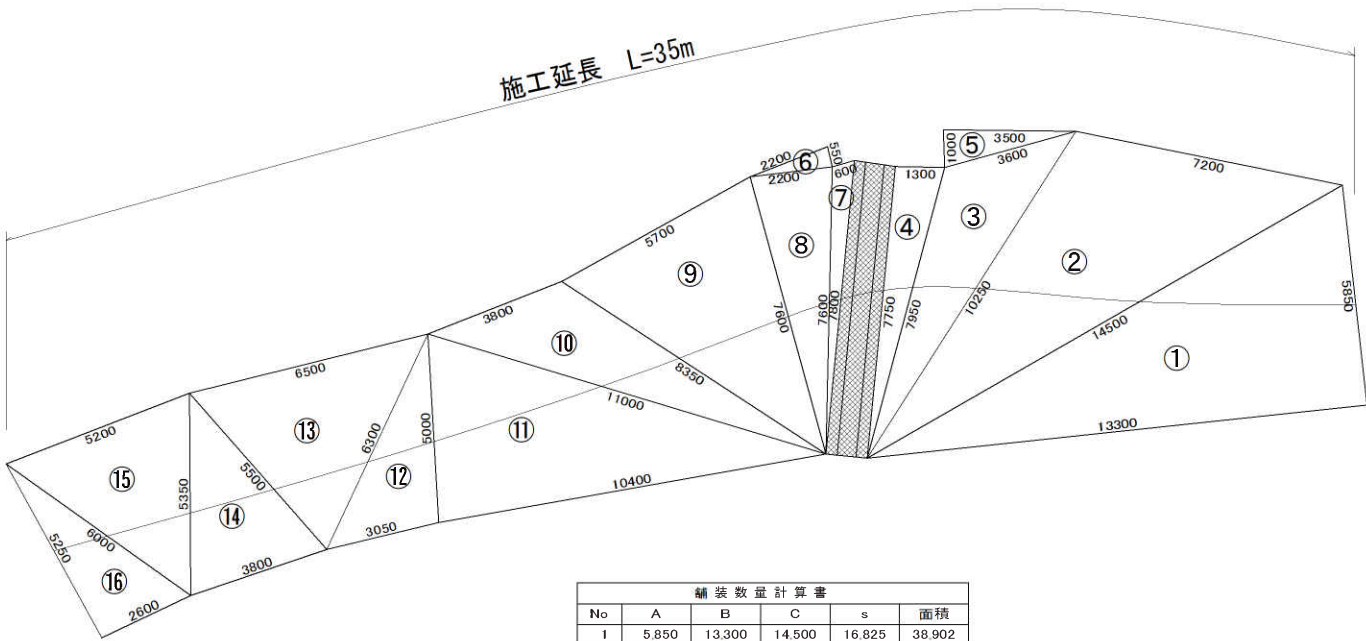
各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>

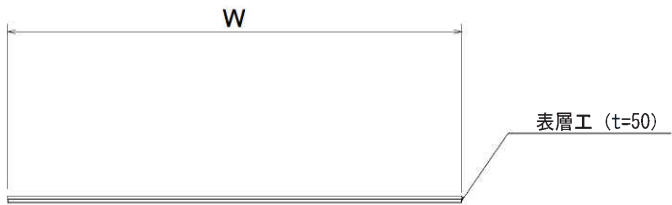
施工位置図



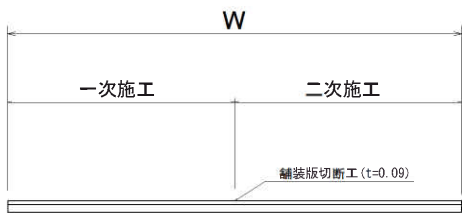
舗装展開図 S=1/100



標準断面図 S=1/50



施工手順図 S=1/50



※片側交互通行（普通車）により施工

舗装数量計算書					
No	A	B	C	s	面積
1	5.850	13.300	14.500	16.825	38.902
2	14.500	10.250	7.200	15.975	34.405
3	10.250	7.950	3.600	10.900	12.352
4	7.950	7.750	1.300	8.500	5.024
5	3.600	1.000	3.500	4.050	1.748
6	2.200	2.200	0.550	2.475	0.600
7	7.600	0.600	7.800	8.000	2.176
8	7.600	2.200	7.600	8.700	8.272
9	8.350	5.700	7.600	10.825	21.043
10	11.000	3.800	8.350	11.575	12.918
11	5.000	11.000	10.400	13.200	25.822
12	6.300	5.000	3.050	7.175	7.505
13	5.500	6.500	6.300	9.150	15.882
14	5.350	5.500	3.800	7.325	9.647
15	6.000	5.200	5.350	8.275	13.012
16	5.250	6.000	2.600	6.925	6.812
計					216.120

数量総括表		
工種	数量	備考
表層工	216m ²	t=50mm
不陸整正	216m ²	M30 28mm～33mm
舗装版破砕	216m ²	15cm以下
搬運搬・処理	22m ³	216m ² ×0.10
舗装版切断	30m	15cm以下
汚泥処理	0.069t	
区画線工	40m	実線 15cm

図面番号	第 1 号	図面総数	1 葉
図 名	展開図・標準断面図	縮 尺	図 示
名 称	町道水崎線		
施行箇所	那賀郡那賀町水崎		
工事種別	町単独町道改修工事（舗装）町道水崎線		
所属年度	令和 8 年度	工事番号	